

令和2年度 特別・暴風・大雨等警報発表時における対応

(平成30年2月20日の郡上市教育委員会の改訂を受けて)

1 特別警報（大雨等）または、暴風・暴風雪警報が発表された場合

※連絡メールなどの連絡がなくても、以下のように対応をお願いします。

- (1) 午前6時の時点で、特別警報・暴風警報が解除されない場合は、自宅待機とします。
午前6時の時点で、特別警報・暴風警報が解除されていれば、通常どおりの登校になります。
- (2) 午前8時30分の時点で次のように判断します。

状況	対応の原則	集合時刻・バス時刻
午前8時30分までに解除された場合	・午前10時30分までに登校 ・給食あり	通常時刻の2時間後 例：7:30 → 9:30
午前8時30分を過ぎても解除されない場合	・休校	

- (3) 登校後に特別警報・暴風警報が発表された場合は、気象・交通・道路状況を考慮して、校長が学校待機や保護者への引き渡しを判断し、学校から保護者へ連絡します。

2 上記1以外の警報（大雨警報など）が発表された場合

- (1) 登校前に、1以外の警報が発表された場合は、次のようにします。

学校から特に連絡がないときは、平常どおり登校します。

学校から、自宅待機、登校時刻の変更等の連絡をすることがあります。

- (2) 登校後に1以外の警報が発表された場合は、気象・交通・道路状況を考慮して、校長が対応を判断し、必要に応じて学校から保護者へ連絡します。

3 警報の有無にかかわらず、危険と判断される場合

- (1) 警報が発表されていなくても、暴風・大雨・大雪・雷・竜巻などによる危険があらかじめ予想される場合には、校長が対応を判断し、その旨を学校から保護者へ連絡します。
- (2) 警報が発表されていなくても、保護者が暴風・大雨・大雪・雷・竜巻などによって登校が危険と判断したときは、次のように対応します。
 - ①危険と判断した場合は、自宅待機します。その場合は、自宅待機することを同じ分団の仲間と学校に連絡します。
 - ②登校途中で危険を感じた場合は、自宅に戻ったり、安全な場所に避難したりします。
 - ③危険がなくなったら、登校します。登校することを学校に連絡します。その際に、登校の手段（徒歩・自家用車等）について確認します。

4 「震度5以上の地震 発生」「東南海地震注意情報 発表」「東南海地震警戒宣言 発令」の場合

家庭で起きたとき	自宅待機します。
学校で起きたとき	児童を学校に待機させ、保護者に引き渡します。来校が可能な保護者から順に引き渡します。

保護者の皆様へ

特別・暴風・大雨等警報発表時における対応等について

深緑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、学校の教育活動に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、梅雨や台風による大雨・暴風に備え、八幡地区の小中学校と検討し、裏面のように対応することにしました。また、「急な大雨・雷・竜巻」などにも対応する必要があり、特別警報・警報の有無にかかわらず、児童の安全を守るために、危険と判断した場合は自宅待機や学校待機とすることとしています。対応については、次の点をご確認ください。

【連絡メールについて】

- ・引き渡し等にかかわる連絡メールの場合は、「開封確認あり」のメールを配信します。
その場合は、メールの内容を確認後に、開封確認をしていただくようお願いいたします。
- ・学校から保護者への登校や下校についての連絡は、携帯電話による連絡メールにて行います。連絡メールを受信することができない方には電話による連絡を行います。
- ・携帯電話の機種交換などされた方は、連絡メールが受信できる設定となっているかご確認ください。登録について不明な点は、学校までお問い合わせください。
- ・メールアドレスを変更された場合は、再登録をお願いします。

【学校待機・保護者への引き渡しについて】

- ・学校待機をする場合は、連絡メールにて連絡します。学校待機後の対応についても連絡メールにて連絡します。
- ・大雨や雷が激しい場合などの学校待機に伴ってバスの運行を中止することがあります。その場合、バス通学の児童は保護者への引き渡しをお願いすることになります。
- ・徒歩通学の児童は、学校待機の後、保護者への引き渡しをお願いする場合と、雨や雷が収まってから児童だけで下校する場合があります。
- ・保護者が道路事情や住宅近辺の危険などで迎えにこられない場合は、学校で責任を持って児童を待機させます。ご無理なさらないようにしてください。

【例外について】

- ・裏面に示したものは、原則となるもので、例外もあります。その都度、学校から配布物や連絡メールなどで指示をしますので、ご確認ください。